

令和5年第10回霧島市農業委員会定例総会

日 時	令和5年10月31日(火) 10時15分
出席委員 (18名)	1番 二月田 努 2番 中 園 真 一 3番 相 良 悟 4番 鎌 田 陽 一 5番 中 村 優 志 6番 田 代 一 友 7番 松 下 さえ子 (会長職務代理者) 9番 東 鶴 昭 雄 10番 上 原 雄 二 11番 清 水 和 子 12番 岡 村 勝 敏 13番 山之内 悟 14番 笹 峯 久 雄 15番 大 山 茂 美 16番 長 崎 恵里子 17番 今 村 浩 一 18番 常 盤 信 一 19番 槐 島 睦 夫 (会 長)
欠席委員 (1名)	8番 有 村 啓 太
事務局 振興農地グループ	事務局長 堀ノ内 敬久 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 中村 真貴子 主 査 剥岩 泰三 主 査 徳永 香理 主任主事 水迫 時巳
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3「農業振興地域整備計画の一部変更(除外・編入・用途区分変更)申出の意見決定」について 4「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 6「買受適格証明願(耕作目的)」について

開 会 10時15分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和5年第10回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員ですが、8番委員より欠席届が提出されておりますので18名となります。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりとなっております。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]

議長（会長）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は7番委員と9番委員の両名を指名いたします。よろしくお祈いします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	事務局報告が終わりました。それではさっそく議事に入ります。

△ 議案第1号 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転・農地中間管理権設定）の意見決定」について

議長（会長）	まず、議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」についてを議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。今月は所有権移転1件、利用権設定43件、中間管理権の設定13件の合計57件について、市長より意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が6件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、一括して事務局よりその報告を求めます。事務局。
事務局	議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項農用地利用集積計画の意見決定」につきまして報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転1件、筆数2筆、面積6,666㎡。利用権設定43件、筆数80筆、面積170,462㎡。中間管理権設定13件、筆数20筆、面積37,355㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているため、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局の報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ないようですので質疑終了いたします。只今の報告では、全件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているとのことですので、お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第2号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が18件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺1を4番委員。
4番委員	2号1番を報告いたします。申請地は水尻公民館の西と南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは、2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺2を1番委員。
1番委員	2号2番。申請地は笹峯公民館の西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常

	<p>時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、国分3、4を4番委員。
4番委員	<p>2号3番から4番続けて報告いたします。</p> <p>2号3番。申請地は市営南京塚住宅の南に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして2号4番を報告いたします。譲受人の住所と現地の住所が違いますので、現地調査を14番委員に行ってもらってます。申請地は脇公民館の北東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分5から8までを13番委員。
13番委員	<p>2号5番から8番までを続けて報告をさせていただきます。</p> <p>2号5番と6番は譲受人が同一で、申請地も隣接しておりますので一括して報告をさせていただきます。申請地は敷根東集会所の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号7番について報告をいたします。申請地は国分南小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>続きまして2号8番について報告をいたします。申請地は農業開発センター畜産試験場の東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	同じく国分9を17番委員。
17番委員	<p>2号9番です。申請地は有下公民館の南東に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分10を18番委員。
18番委員	<p>2号10番を報告いたします。申請地はこがのもりコミュニティ広場の南西に位置し、現況は</p>



	に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われます。以上です。
議長（会長）	次に、霧島18を6番委員。
6番委員	2号18番を報告いたします。申請地は向田自治公民館の北東に位置し、現況は田である。申請地の使用収益権は譲受人が設定している。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、ご意見ご質疑等はありませんか。
14番委員	はい。
議長（会長）	はい。まず14番委員どうぞ。
14番委員	7ページの国分の4について若干お話ししたいと思います。渡人の※※さんが、本年5月の推進会の時に売渡あっせん申出をされました。そして受人の※※さんが本年6月の推進会で借受のあっせん申出をされました。売渡あっせんがあったので紹介したところ買受けても良いということで買受されることになりました。5月と6月にあっせん申出があったのが、割と早い段階で売買が成立したということで、良かったかなと思っています。以上です。
議長（会長）	はい。あっせんが成立したという案件で、ご苦労様でした。次に4番委員どうぞ。
4番委員	隼人の13番。10番委員は4人でと言われたんですが、資料には3人と書いてあるんですが、どちらが正しいですか。労働力の所です。
議長（会長）	10番委員か事務局どうぞ。
10番委員	いいですか。
議長（会長）	はい。どうぞ。
10番委員	現場で確認したところ、4人ですということでした。以上です。
議長（会長）	はい。事務局どうぞ。
事務局	議案集の方で3人と書かれているんですが、申請書に記載する際に、権利を取得しようとする者又はその世帯員等が行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に従事という欄ですが、この世帯員等というのが2親等内の親族を意味しますので、申請書の方にはご本人さんと配偶者、弟とその妻が書かれていて、その方のことだと思うんですが、議案集上は2親等内というところで弟の妻を外しておりますので、議案集では3人というふうになります。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
4番委員	はい。
議長（会長）	他にありませんか。
1番委員	よろしいですか。
議長（会長）	はい。どうぞ。
1番委員	国分の4。起農計画書がブルーベリーで労働力が1人と。これはちょっと無理があるんじゃないかと思うんですが。どのような捉え方をされているのでしょうか。
議長（会長）	4番委員でよろしいでしょうか。
4番委員	はい。本人がやる方向の意欲が高いというのが1点。もうブルーベリーは注文されてて植え込みをするんだけど、管理がなかなか厳しいということで、ラジコン草払い機を買ってしようかなというふうに言われておりましたので、それで何とか出来たらなと思っているところです。まず、お金にはならない3年は兼業をしながら3年して、5年から7年後には完全に移行しよ

	うかなとは言われてました。
議長（会長）	はい。よろしいでしょうか。
1 番委員	ブルーベリーの場合ですね、大体、植えて枯れるというのが一般的なんです。一番の問題は草の問題。あと収穫です。とてもじゃないですけど1人で収穫するといったら、1反歩もとてもじゃないけどできないと。そこら辺までどういう計画でなされたのかと思って質問しています。
14 番委員	ご本人は非常に覚悟を決めて、買い受けてまでやるという気持ちが十分あって、本人は間違いなく頑張られると思います。心配があるとは思いますが、その辺も確認しました。
議長（会長）	はい。それでは溝辺の委員さん方はご苦労様でしょうけど、近くを通られた際には確認をしていただきながら現場を見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。
6 番委員	はい。
議長（会長）	どうぞ。
6 番委員	多分、1 番委員が言われるのは、大変だから1人じゃ無理だよと、アルバイトを雇うとか人を雇うのはあるのかというのを聞いてらっしゃると思うんですが。
14 番委員	相談相手とか、3人くらい手伝いをもらえる人はおられるということでした。
1 番委員	起農計画書自体は、こちらの方で受けたわけでしょう。起農計画書に対する指導とかはされていないんですか。
事務局	起農計画書では、家族構成としてご主人がいらっしゃるんですが、会社勤めなので常時従事するという見方はできないということで、サポートはもらえるということです。将来的にはブルーベリー農園を開業して、収穫は来られたお客さんにしてもらうような形で考えているということでしたので、収穫についてはそういった計画を持っているということです。
議長（会長）	観光農園的なものも視野に入れているということです。本件については、起農計画書が出てきた時に、どれ位検討をしているかということをお聞かせくださいと思うんですが。今回の件については、観光農園的なものも含めてなので収穫等についても検討されている。
1 番委員	そこらも分かるんですが、もっと専門的な検討をされているのかと思って、ただ起農計画書を出しさえすれば通るのであれば、何も意味がないですよという感じです。
事務局	申請を受けた段階で、もうちょっと突っ込んで質問ができないというのは申し訳ないと思います。現地調査の時に起農計画書も添付しておりますので、農業委員さんの方で更に話を聞いていただければと思うんですが、そこで難しいとなれば取下げなどを勧めたりなどのアドバイスをいただければと思うんですが。
1 番委員	議案について、通らないようなものは議案として載せないわけですよ。一般的に。その前に指導があって議案に載ると思うんですが。そこら辺がもうちょっとしっかりした審査をやっていたらいいんじゃないかと思うんですが。
議長（会長）	はい。起農計画書の中で、労働力数が1人というものについては、もう少し検討を加えながら事務局の方も今後やっていったらどうかなと思いますが、機械をラジコンの草刈機も導入するということがありますので、管理をしっかりしていただくというふうに申し添えて許可する方向でいかがでしょうか。また、溝辺の委員さん方も通りかかったら見ていただきたいと思います。いかがでしょうか。
6 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
6 番委員	一般の人は申請書を出すわけだから、その判断をしなければいけない委員会だと思うんです。事務局の方は申請を出されたら、出されたものを事務局で判断して拒否することはできないということが以前話があったと思うんです。なので事務局は受けたと思うので、その時に、1 番委員が言われる判断の材料として今言われたようなことくらいは言ってほしいよねということだ

	<p>と思います。2,000㎡以下でも今、誰でも買えるということがあるので、簡単に受け付けて良いのかということも分かるんですが、申請書として出されたものを判断するという事務局ではないわけですので、農業委員がここで揉んで話をして、これは良いのか悪いのかの判断をする組織だと思っているので、申請を拒否するのはできないと思いますという意見です。</p>
議長（会長）	はい。参考意見として承ります。
14番委員	いいですか。
議長（会長）	はい。
14番委員	<p>あっせん案件なんですけど、あっせんに対してご本人がされないという前提を考えて、あなたはダメですよとかそういう話はできないわけですよ。基本的に。難しいかもしれないけど頑張りたいという方がおられれば、あっせんをするのが本来ではないかと思えます。将来のことは正直言って分かりませんが、やりたいという気持ちがある方がおられて、それをあっせんしないということ。起農計画書についても、あっせんする段階で判断して、これをあっせんしましょうと農業委員会で決めてするんだとしたらまだ良いですけど、そうではない形になっている中では、そこを紹介する農業委員としてはどういうふうにと考えた方が良いのかとなり、非常に難しい問題となると思う。あなたはできっこないでしょなんて言えないですもんね。それをどうするかといえば、あっせんを受ける時にそういう審議をしないと、結果的にはあっせんをしたのにあなたはダメでしたよなんてわけにはいかないですよ。あっせんが申請されてあっせんを受けましたという中でやっているわけですから。</p>
事務局	<p>事務局の対応としては6番委員からもありましたが、申請を持ってこられた場合は、言われたことをその通りに受け止めて、それを委員さんにお繋ぎして現地調査をしていただくという形になりますので、申請に対して専門的な知識があるような場合にはご相談をさせていただいたりとか、そのようなことをさせていただければと思います。起農計画書の方も十分な聞き取りをして委員さんの方に繋げていければと思いますのでよろしくお願いします。</p>
14番委員	<p>ちょっと補足しますが、今回の案件はあっせんを受けられた地区は国分地区なんです。その中で溝辺の農地を紹介してくれないかという話があって紹介したわけなんです。溝辺で受けて溝辺でしたわけではないので、現地についても国分の人たちは少しわからない面も多いだろうし、現地は私の方で確認したわけなんですけど。例えば国分だけではなくて溝辺或いは牧園という地区を探しているというのであれば、その3地区の推進会にかけてあっせんを受けるか受けないかということまでいかないといけないと思います。以上です。</p>
議長（会長）	<p>今回の案件はあっせんがらみでもあったわけですので、また、面積も結構あって作業員が1人というような案件でもありましたので、起農計画書の在り方とか見方とか勉強会をしていったらどうかと思います。もしくは起農計画書にもう少し付け加えるような項目とかが必要であれば何か考えていく方向が良いのかなと思います。それでは会議を続行いたします。他にございませんか。</p>
11番委員	はい。
議長（会長）	11番どうぞ。
11番委員	<p>溝辺の1の受人の会社が東京の会社で、起農計画書がアガベ、サボテン等とありますが、どういう会社なのか。労働力が2人ということですが。</p>
議長（会長）	はい。溝辺1の起農計画書について少しお願いできますか。4番委員でいいですか。
4番委員	<p>はい。受人は東京なんですけど、2人ともともと鹿児島出身で、お母さんの方の親が鹿児島に住んでいて、親が最初の方は全部管理をしてという話をしました。</p>
3番委員	いいですか。
議長（会長）	はい。

3 番委員	<p>私があっせんをしたものですから、実はこの方は近くの 1 町歩の農地を最初は買うということだったんですが値段が折り合わず、そういう時に丁度、どうしても体調の関係で売りたいという方がこの※※さんで、2 反 5 畝なんですけど少額でも良いからということで。周りは園芸地帯でほとんどキャベツとお茶が植えてあるんですが、地元の人でもこの土地は何を作っても駄目だと、見に行ったんですが黒土はほとんどなくて、地元の人には絶対借りるようなところではないというような話の中で、こういう鹿児島で農業をしたいということで話がありまして、ご本人は南薩の方でこういう作物を作っていられる方がたくさんいるということで、何回も勉強に行かれたりしておりました。また色々な情報も持っておられて、先ほど 4 番委員からありましたように、奥さんのお母さんが鹿児島に居て、いつでも私が管理はできますという話もありました。それでここにはゆくゆくはハウスを建てて、サボテンなどの今はやりのものをアメリカから輸入して、東京に一旦来るらしいんですが、それを自分が溝辺に持ってきて栽培をするという、まだご夫婦とも若い方ですごくやる気がありました。そして渡人がもう 1 か所農振地以外の所があったんですが、それも持ち主がどうしても売りたいということで、そこも連れて行ったら 2 面広い道路に掛かっている、そこをやがては住宅と店を作りたいということで、そこも一緒に買っていただく予定でございます。何度か東京から帰って来られた度に会っておりますけれども、すごくやる気満々の方でございました。ちょっと取り留めがないですが以上です。</p>
議長（会長）	11 番委員よろしいですか。
11 番委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。よろしいでしょうか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定」については、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。

△ 議案第 3 号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についてを議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の農用地除外 6 件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。それでは調査員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分 1 を 5 番委員。</p>
5 番委員	<p>3 号 1 番を報告します。申出地は新清水団地の西に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅 2 棟を建設するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告いたします。</p>
議長（会長）	同じく国分 2 を 1 番委員。
1 番委員	<p>3 号 2 番。申出地は国分南中学校の北西に位置し、現況は不耕作である。除外目的は建売住宅 4 棟にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>



議長（会長）	次に、国分 3 と隼人 4 を 5 番委員。
5 番委員	<p>3 番、4 番続けて報告します。</p> <p>3 号 3 番を報告します。申出地は敷根保育園の西に位置し、現況は田である。除外目的は建売住宅 6 棟を建設するものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 1 種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。</p> <p>続きまして 3 号 4 番を報告します。申出地は鹿児島空港の北に位置し、現況は田である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上報告します。</p>
議長（会長）	次に、横川 5 を 17 番委員。
17 番委員	<p>3 号 5 番です。申出地は山之口公民館の北西に位置し、現況は畑である。除外目的は山林にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われ。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山 6 を 6 番委員。
6 番委員	<p>3 号 6 番を報告いたします。申出地は比曾木野地区公民館の南西に位置し、現況は山林、物置、駐車場である。なお、昭和 55 年頃に山林、物置、駐車場にってしまったという始末書が添付されています。除外目的は山林、物置、駐車場にするものである。また、除外されたと仮定した場合、申出地は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。当申出は、除外に係る 5 つの要件を満たしているため、除外はやむを得ないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査委員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきましてご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 3 号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」についての農用地除外 6 件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は承認することに決定をし、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第 4 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>それでは次に、議案第 4 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第 4 条の規定による許可申請が 4 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分 1 を 1 番委員。</p>
1 番委員	<p>4 号 1 番。申請地は国分南小学校の南西に位置し、現況は宅地である。なお、平成 4 年頃車庫にってしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第 1 種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	同じく国分2から4までを4番委員。
4番委員	<p>4号2番から4番まで続けて報告いたします。</p> <p>まず4号2番。申請地は新川公民館の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして4号3番を報告いたします。申請地は市営南京塚住宅の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。</p> <p>続きまして4号4番を報告いたします。申請地は広瀬地区コミュニティ広場の北に位置し、現況は駐車場である。なお、令和5年6月頃駐車場にしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場にするものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。</p>
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等ございますか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それでは、ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、11月6日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」についてを議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が12件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分1を6番委員。</p>
6番委員	<p>5号1番を報告いたします。申請地は敷根保育園の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分2を17番委員
17番委員	<p>5号2番。申請地は下井公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は事務所1棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に</p>

	記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分 3 を 4 番委員。
4 番委員	第 5 号 3 番を報告いたします。申請地は国分西小学校の北東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 4、5 を 13 番委員。
13 番委員	5 号 4 番、5 番について続けて報告をいたします。 5 号 4 番。申請地は国分インターチェンジの北西に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の 300m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 2 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。 続きまして 5 号 5 番について報告をいたします。申請地は国分インターチェンジの北東に位置し、現況は田である。農地区分は第 3 種農地の 300m 以内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 5 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上報告を終わります。
議長（会長）	同じく国分 6、7 を 18 番委員。
18 番委員	5 号 6 番、7 番続けて報告をさせていただきます。 5 号 6 番。申請地は重久団地の東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われれます。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われれます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われれます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われれます。 5 号 7 番。申請地は重久団地の東に位置し、現況は不耕作であります。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われれます。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われれます。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われれます。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われれます。以上です。
議長（会長）	次に、隼人 8、9 を 5 番委員。
5 番委員	8 番、9 番続けて報告します。 5 号 8 番を報告します。申請地は県営隼人団地の西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟、駐車場を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。 続きまして 5 号 9 番を報告します。申請地は富隈地区公民館の北に位置し、現況は駐車場である。なお、平成 15 年 10 月 14 日頃に造成してしまったという始末書が添付されています。農

	地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に実行済である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告します。
議長（会長）	同じく隼人 10、11 を 10 番委員。
10 番委員	<p>5 号 10 番、11 番を報告します。</p> <p>まず、5 号 10 番。申請地は朝日公民館の北西に位置し、現況は駐車場、車庫 1 棟である。なお、年月日不詳で駐車場として整備したということで始末書が添付されています。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、車庫 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>続きまして 5 号 11 番を報告します。申請地は宮内小学校の北に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、物置 1 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上報告を終わります。</p>
議長（会長）	次に、福山 12 を 19 番に代わり 7 番委員。
7 番委員	5 号 12 番について代理報告をいたします。申請地は牧之原小学校の南に位置し、現況は畑である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上で報告を終わります。
議長（会長）	はい。ご苦労様でした。調査員からの報告が終わりましたが、只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないようですので質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。つきましては、11 月 6 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取いたします。

△ 議案第 6 号 「買受適格証明願（耕作目的）」について

議長（会長）	<p>次に、議案第 6 号「買受適格証明願（耕作目的）」についてを議題といたします。当委員会に対し、民事執行法等による強制競売等の買受適格証明願（耕作目的）が 5 件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。なお、落札後、農地法第 3 条の許可申請があった場合の取り扱いについても、同時に審議を求めるといたします。それでは、調査委員の報告を求めます。</p> <p>まず、国分 1 を 3 番委員。</p>
--------	--

3 番委員	6 号 1 番を報告いたします。申請地は上小川小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。なお、この周りはこの方が耕作されております。以上です。
議長（会長）	同じく国分 2 を 6 番委員。
6 番委員	6 号 2 番を報告します。申請地は上小川小学校の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。以上報告します。
議長（会長）	次に、溝辺 3、4 を 3 番委員。
3 番委員	6 号 3 番、4 番を続けて報告いたします。 6 号 3 番。申請地は宮川内公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地の利用権は現在申請人が耕作しております。申請人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。 続きまして 6 号 4 番を報告いたします。申請地は立岩公民館の東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請人の※※さんは 4 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。ここも周りは申請人が耕作されています。以上です。
議長（会長）	同じく溝辺 5 を 6 番委員。
6 番委員	6 号 5 番を報告いたします。申請地は立岩公民館の東に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。申請人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条 2 項の各号に該当しないと思われるため、買受適格者であると思われる。以上報告します。
議長（会長）	はい。只今の報告につきまして、何かご質疑・ご意見等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではご意見等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第 6 号「買受適格証明願（耕作目的）」については、買受適格者であるとの報告ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は、買受適格者として承認することに決定をいたしました。 次に、落札した買受適格者より、農地法第 3 条の許可申請があった場合の取り扱いについてを審議いたしますが、先ほどの審議において、買受適格者として承認されておりますので、農地法第 3 条の許可申請があった場合、審査を省略し会長の判断で処理することもできますが、いかがな取り扱いをいたしましょうか。
	〔「会長に一任」との声あり〕

議長（会長）	会長に一任という声がありましたので、ここでお諮りいたします。落札した買受適格者より農地法第 3 条の許可申請があった場合、会長の判断で処理することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、落札した買受適格者より、農地法第 3 条の許可申請あった場合、会長の判断で処理することに決定をいたしました。 以上で、令和 5 年第 10 回定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他は何かございますか。
17 番委員	はい。
議長（会長）	はい。どうぞ。
17 番委員	推進会でも話をさせていただいたんですが、耕作放棄地が絡んでいますので、農業委員会で報告させていただきたいんですが、青葉小学校周辺に猪が 1 ヶ月くらい前から発生しております。河川敷を中心に昼間も潜んでいて、通学路にもなっている所でございます。現地パトロールをしたところでもございませど、何とか校区を挙げて子供たちに被害が出ないようにということで、農政畜産課そしてまた環境衛生課も入れて今動いているところでございます。私も動くわけですが、農業委員会の事務局の方も耕作放棄地に対してましては、しっかりと対応をしていただきたいと思っております。
議長（会長）	この件はそのように対応をお願いします。他に何かございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	それではないようですので、以上で令和 5 年第 10 回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。お疲れさまでした。

閉会 11 時 40 分